	事業目的	事業内容	補助対象経費	補助要件
まちなか出店支援事業	用して中心市街 地の商業集積を 図る。	空き店舗等を活用して出店や起業を行うものや商店街団体が誘致したもののうち、中心市街地への集客を目的とし、事業の継続性が認められるもの	店舗内外改装に係る経 費、備品購入費及び広告 料	・補助事業者は、開業後1年間、大分商工会議所が実施する経営サポートを受けること。 ・商店街団体の活動に積極的に参加すること。 ・おおむね10時から17時までの間において3時間以上、かつ、週5日以上営業を行うこと。 ・初めて商都復活支援事業を活用して出店する法人・個人であること。 ・店舗内外改装に係る経費が補助対象経費の50%以上であること。
	補助率	補助限度額	申請者	対象区域
	50%以内	1, 000千円	事業者	大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北 で国道197号以南の区域及び国道197号以北で県道大分港線以
		1, 500千円	商店街団体	西の区域
	事業目的	事業内容	補助対象経費	補助要件
イベント開催事業	イベントを行うことにより中心市街地への集客を図る。	中心市街地への集客に効 果のあるイベントを行うも の	イベントの開催に係る経費	・不特定多数の者が参加可能なものであること。・公共の場所又は公益に資すると認められる場所(屋外に限る。)において開催されるものに限る。
	補助率	補助限度額	申請者	対象区域
	3分の2以内	1の事業につき 800千円 (一の団体につき1年度当 たり2,400千円を上限と する。)	商店街団体 事業者	大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、国道10号以北の 区域

	事業目的	事業内容	補助対象経費	補助要件
	街地への集各を 回 z L L + /- 六	中心市街地への集客及び 交流人口の拡大に効果の あるイベントを行うもの	イベントの開催に係る経費	・不特定多数の者が参加可能なものであること。 ・公共の場所又は公益に資すると認められる場所(屋外に限る。)に おいて開催されるものに限る。
	補助率	補助限度額	申請者	対象区域
	3分の2以内	1の事業につき 800千円 (一の団体につき1年度当 たり2,400千円を上限と する。)		大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、国道10号以北の 区域